

定款の一部変更

平成19年3月29日の理事会・評議員会において、定款の一部改正について同意・議決を得ましたのでお知らせいたします。

変更前の条文

第1章 総則

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 障害福祉サービス事業
- (9) 訪問介護事業
- (10) 介護予防訪問介護事業
- (11) 居宅介護支援事業
- (12) 地域ケアシステム推進事業
- (13) 生活福祉資金等の貸付事業
- (14) 心配ごと相談事業
- (15) 在宅福祉サービスセンター事業
- (16) 石岡市障害者福祉作業所の管理・経営
- (17) 石岡市農村高齢者センターの管理・経営
- (18) 社会福祉を目的とする事業受託
- (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業

第2章 役員

(役員を選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

(評議員会の権限)

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

第7章 資産及び会計

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の議決を経て、茨城県知事の承認を得なければならない。

変更後の条文

第1章 総則

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 障害福祉サービス事業
- (9) 訪問介護事業
- (10) 介護予防訪問介護事業
- (11) 居宅介護支援事業
- (12) 地域ケアシステム推進事業
- (13) 生活福祉資金等の貸付事業
- (14) 心配ごと相談事業
- (15) 在宅福祉サービスセンター事業
- (16) 地域活動支援センター事業
- (17) 移動支援事業
- (18) 石岡市農村高齢者センターの管理・経営
- (19) 社会福祉を目的とする事業受託
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

第2章 役員

(役員を選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長が専決し、これを理事会に報告する。

(評議員会の権限)

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。

第7章 資産及び会計

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、茨城県知事の承認を得なければならない。